

## 防疫等作業手当の特例の運用状況調査（第2回）の結果について

## 1. 調査対象

都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）(3,299 団体)

## 2. 調査時点

令和3年1月1日

## 3. 調査目的・結果

防疫等作業手当の特例について、令和2年7月7日付けで各地方公共団体における対応状況を調査し、9月1日付けで結果を公表したところであるが、その後の対応状況について改めて調査を行い、制度の創設・変更にあたっての検討に資するよう、各団体における特例の創設状況等を各地方公共団体に提供するもの。

## &lt;結果概要&gt;

(単位：団体)							
防疫等作業手当の特例（第1号相当）	都道府県	指定都市	中核市	特別区	その他市町村	一部事務組合等	合計
I 防疫等作業手当の特例を創設 ※下段の（ ）内は、第1回調査結果	47 (44)	20 (19)	58 (41)	19 (14)	616 (269)	229 (71)	989 (458)
<b>制定状況</b>							
① 条例・規則等を改正、制定	42	16	54	19	579	198	908
② 上記以外（規程の改正・制定、附則、特例条例制定等）	5	4	4	0	37	31	81
<b>職種・職員</b>							
③ 全職種・全職員	44	18	53	4	548	191	858
④ 上記以外	3	2	5	15	68	38	131
<b>作業場所について</b>							
⑤ 武漢からの政府チャーター機、ダイアモンド・プリンセス（DP）号、帰国法人・DP号下船者が宿泊する施設内	11	1	19	4	116	20	171
・病院	41	17	42	18	424	113	655
⑥ 上記（⑤）以外のうち、 ・患者収容等にあたる宿泊施設	47	16	38	16	277	43	437
・病院・宿泊施設への移動時の動線	42	14	50	18	355	124	603
・病院・宿泊施設への移動時の車内	47	19	53	19	380	146	664
⑦ ⑤・⑥以外	41	17	46	15	286	109	514
<b>作業要件について</b>							
⑧ 対象者に接して行う作業、対象者が使用した物件の処理、 施設内における長時間のリエゾン、生活支援全般	44	19	52	15	562	198	890
⑨ 上記以外	19	10	30	10	162	86	316
<b>支給額</b>							
⑩ 3,000円（作業要件等によっては4,000円）	39	14	44	13	508	161	779
⑪ 上記以外	8	6	14	6	108	68	210
I 検討中 ※下段の（ ）内は、第1回調査結果	0 (3)	0 (1)	2 (16)	0 (4)	202 (295)	109 (145)	313 (465)
III 創設予定なし ※下段の（ ）内は、第1回調査結果	0 (0)	0 (0)	0 (3)	4 (5)	820 (1,073)	1,173 (1,295)	1,997 (2,376)
合計	47	20	60	23	1,638	1,511	3,299

防疫等作業手当の特例（第2号相当）	都道府県	指定都市	中核市	特別区	その他市町村	一部事務組合等	合計
I 防疫等作業手当の特例を創設	4	0	4	4	155	69	226
<b>制定状況</b>							
① 条例・規則等を改正、制定	3	0	2	4	94	30	133
② 今後改正予定	1	0	2	0	61	29	93
II 検討中	23	9	35	3	578	219	867
III 創設予定なし	20	11	21	16	905	1,233	2,206
合計	47	20	60	23	1,638	1,511	3,299

防疫等作業手当の特例	都道府県	指定都市	中核市	特別区	その他市町村	一部事務組合等	合計
第1号相当、第2号相当ともに創設予定なし	0	0	0	4	697	1,123	1,824

※ 防疫等作業手当の特例（第1号相当）に記載の第1回調査結果については、前回調査時点では未回答であった団体の回答も反映している。

※ 「作業場所について」、「作業要件について」において、重複があるため合計団体数は一致しない。

※ 作業場所を限定していない場合は、⑤～⑦全てに計上

※ 作業要件を限定していない場合は、⑧及び⑨両方に計上

※ 第1号相当、第2号相当ともに創設予定なしの団体のうち、その他市町村19団体、一部事務組合等8団体においては、防疫等作業手当の特例以外の手当において、日額1,000円以上の手当措置を予定している。

## ○ 職員・職種を限定している団体（④）について

・具体的な職員・職種の内容

学校職員・警察職員を除く職員、健康部及び保健センターに所属する職員、病院事業の職員、消防職員 等

## ○ 選択肢以外の作業場所（⑦）について

・保健所、診療所、衛生研究所（検査機関）、感染者等の自宅・勤務先、感染者・クラスターが発生した施設、感染者が使用した施設、PCR検査の実施場所、警察施設、介護老健保健施設、老人福祉施設、火災・救急（災害）現場、避難所 等

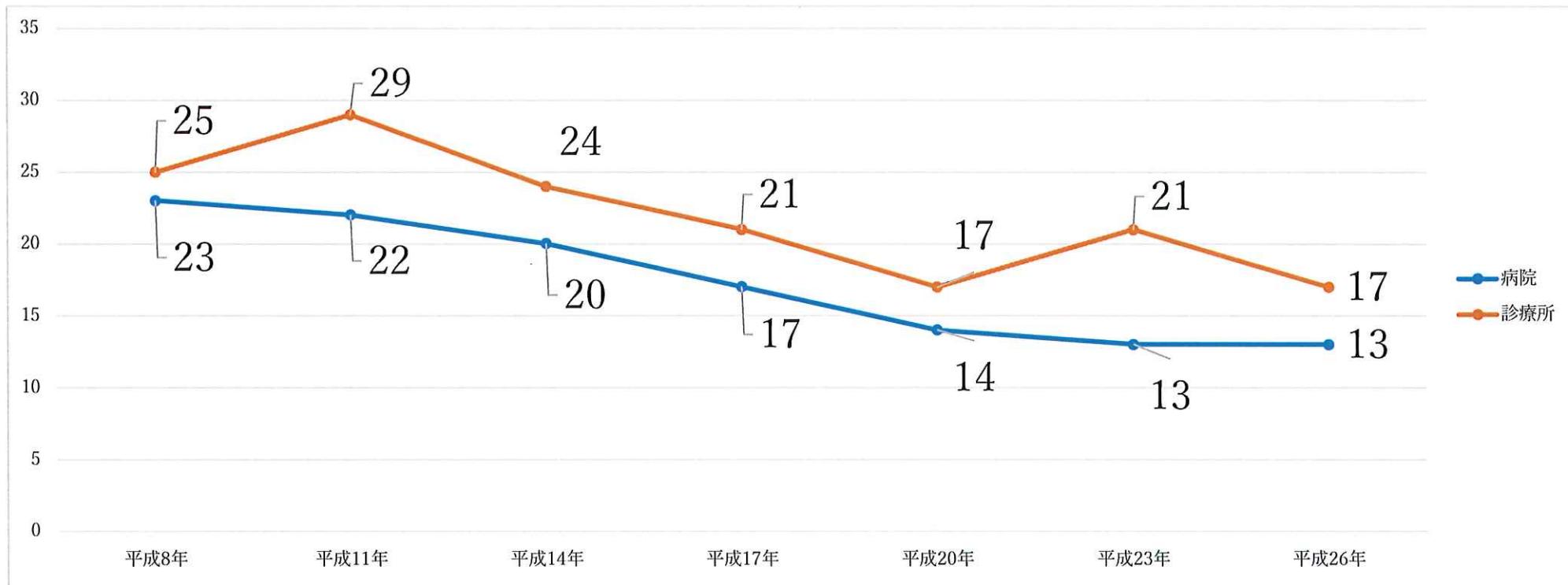
## ○ 選択肢以外の作業要件（⑨）について

・PCR検査（補助業務含む）、疫学的調査、検体採取、検体受付、検体梱包、検体の搬送、感染症不活性化処理、消毒、防護服等の脱衣補助、胸部X線検査業務、発熱トリアージ、感染者に接して行う健康管理、感染者の搬送・移送、火葬業務、避難所での体調不良者対応、保菌する家畜に対する処理作業 等

## ○ 支給額について

・地方公共団体によっては、1回あたり、1時間あたりで支給額を定めているところもある。・感染者への接触有無や作業時間に応じて支給額を調整（半額等）としているところもある。

## 分娩実施施設数の推移



## 助産師数の推移

年次	平成8年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
助産師数	328	368	302	333	301	299	297	288	318	326	337	336
勤務先	病院勤務	265	297	225	253	233	220	224	223	245	244	247
	診療所	23	22	34	40	38	45	41	35	40	45	46
	助産所（出張を含む）	36	13	14	10	9	4	8	6	6	5	6
	その他	4	36	29	30	21	30	24	24	27	31	39

資料：「衛生行政報告例」（厚生労働省）

出典：青森県保健医療計画（平成30年4月版）、青森県資料より高橋千鶴子事務所作成

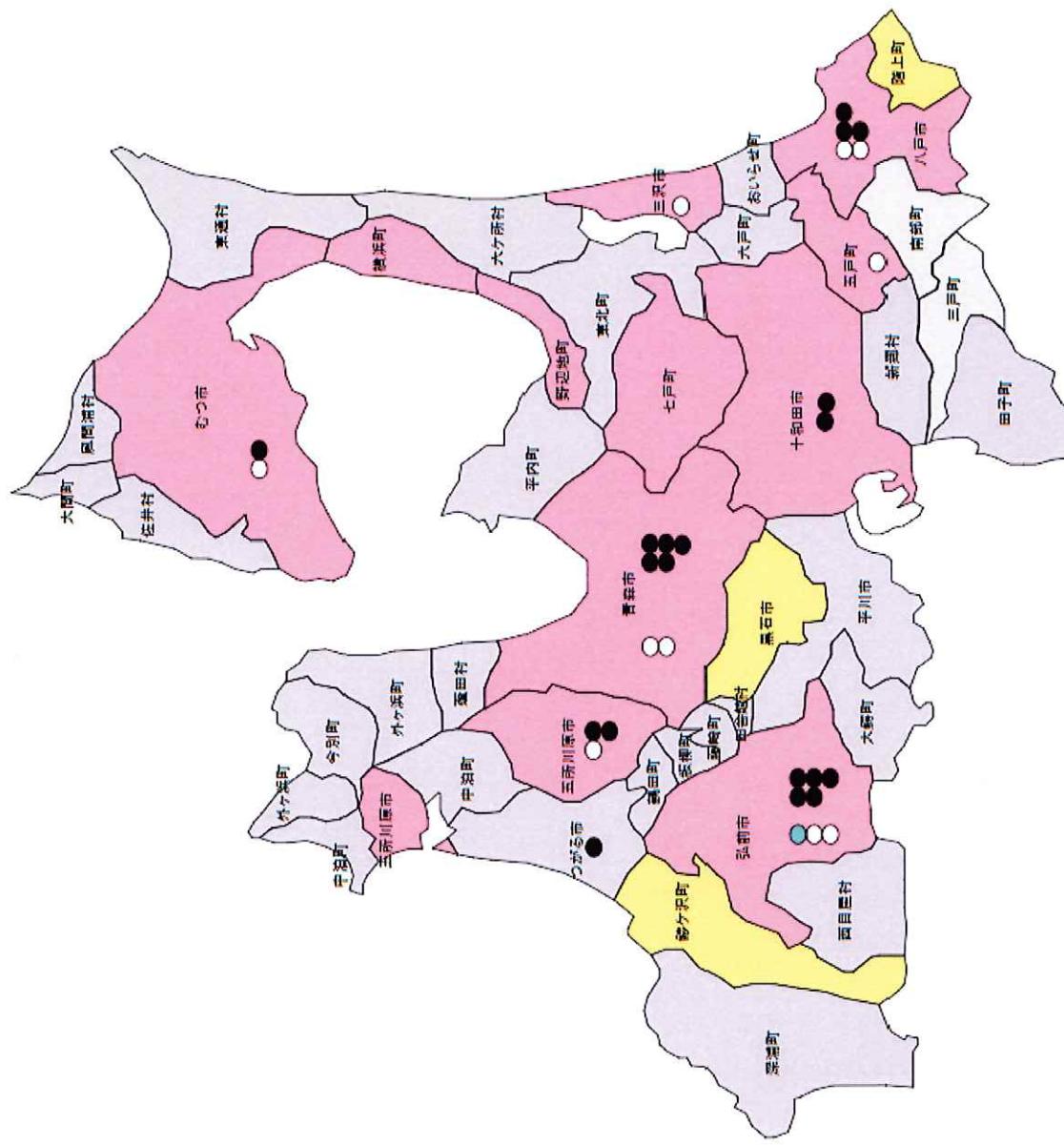
## 産科医・助産師の配置状況

■ 産婦人科医・助産師とも不在地域

※産婦人科医・助産師は平成29年1月現在、  
分娩取扱施設は平成30年1月現在

■ 助産師のみ

分娩取扱施設は平成30年1月現在



出典：青森県保健医療計画（平成30年4月版）より高橋千鶴子事務所作成

記者発表資料  
令和3年9月9日  
保健福祉部 医療政策課  
担当:遠藤、日野  
電話:022-211-2618

## 政策医療の課題解決に向けた 県立病院等の今後の方向性について

### ( 経緯 )

- 昨年8月以来、日本赤十字社、独立行政法人労働者健康安全機構、宮城県立病院機構、東北大学、宮城県の5者で、仙台赤十字病院、東北労災病院、県立がんセンターの連携・統合について協議してきました。
- 協議の中で、①がん医療、②周産期医療、③救急医療、④災害医療、さらには⑤新興感染症対策、⑥精神医療といった宮城県の政策医療の課題について整理を進めてきました。
- 5者による協議を踏まえ、宮城県の政策医療の今後の方向性をまとめ、今般、県が新たな二つの枠組みを提案し、このことについて協議を開始することを合意しました。

### ( 日本赤十字社と県の方向性 )

- ひとつは、日本赤十字社と宮城県との間において、周産期医療及び救急医療、災害医療、新興感染症対策を強化し、がんを総合的に診療できる拠点病院の整備について協議を開始します。
- 具体的には、仙台赤十字病院とがんセンターを統合し、新たな拠点病院を整備することについて協議を開始し、診療内容を含む病院の規模などについて、来年度中の基本合意を目指します。

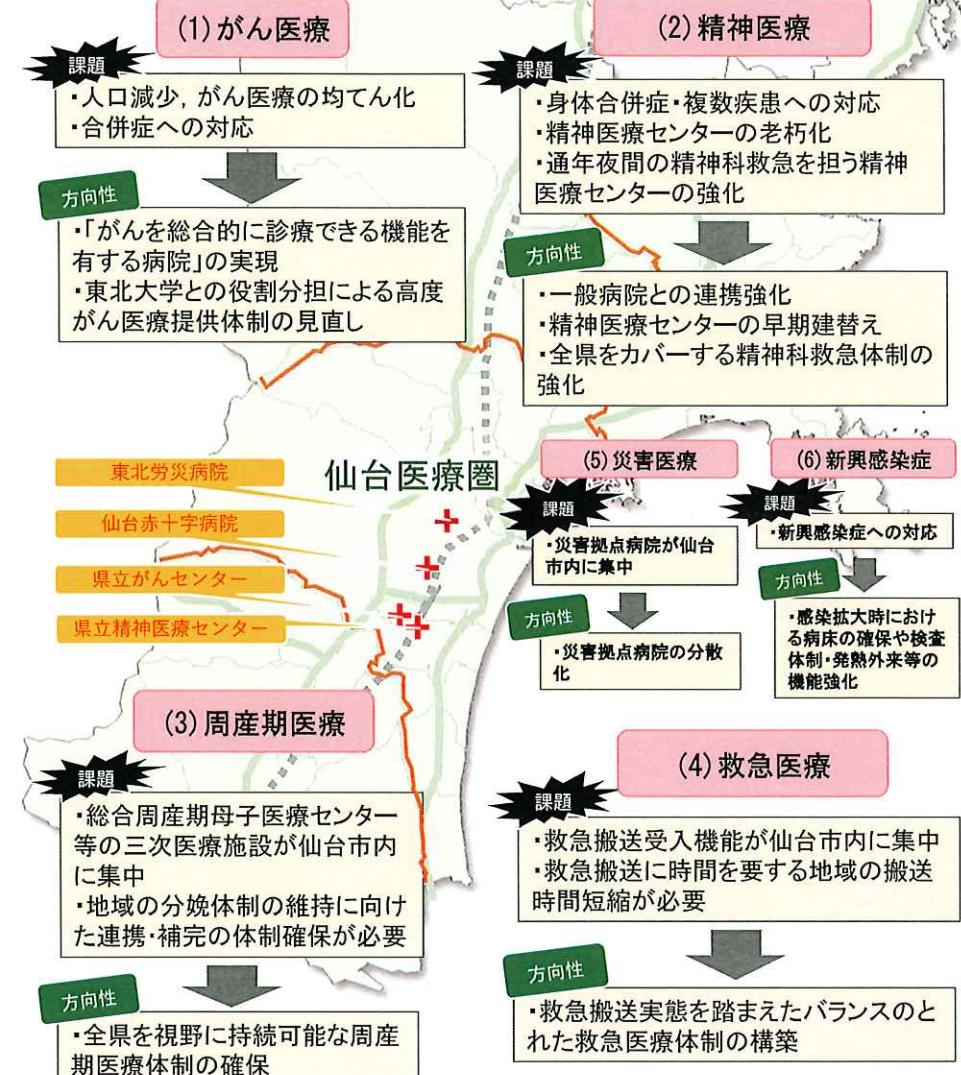
### ( 労働者健康安全機構と県の方向性 )

- ふたつめは、独立行政法人労働者健康安全機構と宮城県との間において、精神医療及び災害医療、救急医療を強化し、地域の拠点となる総合的な診療ができる病院の整備について協議を開始します。
- 具体的には、東北労災病院と県立精神医療センターを合築し、新たな拠点病院を整備することについて協議を開始し、診療内容を含む病院の規模などについて、来年度中の基本合意を目指します。

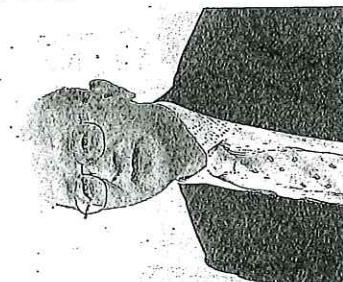
## 宮城県の政策医療の課題解決に向けた 県立病院等の今後の方向性

(4)

・少子高齢化と人口減少の進展等により、今後、限られた医療資源の中で、政策医療の課題を解決しながら、適切な医療を持続的かつ安定的に提供していくためには、地域の医療機能の補完・連携を一層進めることが必要不可欠となっている。



# がん医療、地域を守るために



あらい・よしら 東北大学医学部附属病院 副院長  
（准教授） 医学系研究科 医療機器開発センター  
院長。1989年立命館大卒。1991年山形市立病院入職。  
1993年東北大学医学部附属病院に転職。1995年東北大学医学部附属病院に昇進。1997年東北大学医学部附属病院に昇進。1999年東北大学医学部附属病院に昇進。2001年東北大学医学部附属病院に昇進。2003年東北大学医学部附属病院に昇進。2005年東北大学医学部附属病院に昇進。2007年東北大学医学部附属病院に昇進。2009年東北大学医学部附属病院に昇進。2011年東北大学医学部附属病院に昇進。2013年東北大学医学部附属病院に昇進。2015年東北大学医学部附属病院に昇進。2017年東北大学医学部附属病院に昇進。2019年東北大学医学部附属病院に昇進。2021年東北大学医学部附属病院に昇進。

## 精神地城との連携

### 必要となる連携

組かい医療ができるうる  
が、高度医療が済まる可能  
性がないか懸念している  
精神医療センターが再び想う

「老朽化した建物の一日一  
も早い建て替えが長年の業  
件だった。歯車が動かない  
たどりの意味で、一定の評  
価をしたい」

「40年もたつ医療施設  
の構造や地盤を大事にしな  
くはならない。しかし現行  
に移して急増期を24時間受  
け付けても、(周辺に支え  
る施設などから)お隣  
の十数施設、工事を検討  
が大事だ」

「職員の算理が大きい。

「職員の算理が大きい。  
一時は東北労災病院(青  
森市)と合併して、宮城県へ  
の移転を計画する。  
「県境を中心に多くの患  
者が多い。仙台市を挿んで  
南から北への移動はなか  
なか大変。運賃でもらうのか  
どう問題に加え、環境が  
変わると病状が悪化する  
リスクがある。サテライト

宮城県が主導する仙台医療圏を抱き、医療圏内に向けた協議が本格化している。県立がんセンター(名取市)と県立精神医療センター(同)を運営する県立病院機構の荒井陽一理事長が、新病院の将来像を聞いた。荒井氏は、「がん医療の高度化という本来の目的に立ち返って、十分に議論する必要性を強調。精神医療センターの移転に伴う課題も指摘した。

(聞き手は報道部・相沢みづき)

## 仙台医療圏4病院再編

### 宮城県立 荒井陽一 理事長に聞く

「県は、がんセンターと  
仙台赤十字病院(仙台市太  
白区)を統合し、名取市へ  
の整備を検討する。」

「医療圏が洗浄かがめて  
いて、競合してしまった。双  
方ない部分を横のつなぎ  
とする」

「がんセンターは高齢化  
に伴い、がん専門病院に診  
療できる医療を意識的に目  
指してきた。診療科かいの  
19年で倍の20科になつた。  
またまだ足りないSAUICIAも  
あるが、その意味では統合  
のつなぎには少し遠くなつた。  
今は全ての医療資源をがん  
につなぐ、高度医療のための

救急医療や周産期医療  
といった課題が目立ち、出  
発点をつたがん医療の在り  
方が見えていない。」

「高度がん医療をより継  
続、確実化するため議論  
しつづけていく。年

然魅力のたる病院になる。  
通り一遍のがんだけ治療す  
る病院では意味はない」

「救急や周産期医療を  
運営する病院では意味はない」  
1993年に置かれて機構は維持  
されながら、がん医療はかな  
り委託する可能性がある。  
のつなぎには少し遠くなつた。  
今は全ての医療資源をがん  
につなぐ、高度医療のための

□ 仙台医療圏4病院再編概要 宮城県は2020年8月、県立がんセンターと東北労災病院・仙台赤十字病院の3病院を統合・統合機能を充実。2021年9月、がんセンターと赤十字病院の統合・県立病院機構センターへ労災病院の合併により統合した新病院を名取市に新築した新病院を「仙台赤十字病院の新病院」として開院した。県は22年度一般会計補正予算案に調査費8300万円を計上。